

1789年フランス人権宣言における財産権(一)

田 村 理

はじめに

I. フランス革命前夜の財産をめぐる状況

<1> 土地問題

- (1) 領主制的土地所有
- (2) 「半封建的」土地所有
- (3) 「半封建的」土地所有と「封建制」廃棄の問題

<2> 財産に対する規制

- (1) 農村共同体的諸規制
- (2) 穀物取引の規制

II. 1789年人権宣言の成立

<1> 権利宣言要求の動きと propriété 条項

<2> 憲法制定国民議会の人権宣言制定作業

<3> 重要な草案および89年人権宣言の思想的背景の検討

- (1) シェース
- (2) タルジェ
- (3) セルヴァン
- (4) 89年人権宣言の思想的背景

<4> 89年人権宣言の91年憲法への編入

(以上本号)

III. 1789年人権宣言における la propriété の具体的内容

IV. 1789年人権宣言における財産権保障の理論

V. 1789年人権宣言における財産権保障の目的

むすび

はじめに

日本国憲法第29条はその第一項で「財産権はこれを侵してはならない。」と規定する一方で、第二項では「財産権の内容は公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」としている。国家が「侵してはならない」はずの財産権の内容を「公共の福祉」に適合するよう「法律が定める」ことができるというこの規定は、一見したところでは、明らかに「矛盾」を含んでいる。

この「矛盾」は、資本主義の歴史的発展、自由国家・夜警国家から社会国家・福祉国家へという国家観の歴史的変遷にともなって、社会権規定とともに現代市民憲法に持ち込まれたものであると説明される⁽¹⁾。少数の資本家への富の集中と労働者・農民の貧窮化といった資本主義の矛盾の顕在化、階級対立の激化にともなって、労働基本権の保障、貧困者救済のための生存権の保障とそのため「大きな財産」の制限という新しい財産権の原理が労働者・農民の要求を実現すべく登場するのである。一方、こうした財産権の制限と社会権の保障という現代市民憲法のあり方は、1917年に達成される社会主義革命の脅威に対する資本主義憲法の一つの対応策であった。労働者・農民の社会化要求を、社会化条項を憲法に取り入れることによって体制内化し、一気に社会主義へと進まないようにするという選択であった⁽²⁾。こうした諸階層・階級間の要求と利害の対立と妥協が前述の憲法29条に見られる「矛盾」となって現われている。

またこのように資本主義憲法における財産権が社会主義革命と無関係ではありえないとすれば、それは近年のソ連・東欧の社会主義の崩壊とけして無関係では有り得ない。資本主義の矛盾を克服するための理想としての社会主義・共産主義は実現されなかったように見える。他方、対抗すべき相手のなくなった（ように見える？）現代資本主義憲法の財産権は手放して賞賛されるべきものであろうか。このような混沌とした現代の財産権をめぐる状況に一定のヴィジョンを見いだすためにも、私は財産権の歴史をもう一度検討しなおしてみたいと考えた。いかなる目的でいかなる財産権をいかなる方法で確保・保障するのかをめぐる対抗の歴史を可能な限り具体的かつ詳細に検討することが重要であろう。そしてそのためにもう一度近代市民革命まで遡ってみたいと思う。

なぜなら日本国憲法29条にみられる「矛盾」は実は特殊現代的なものではなく、現代の前提となった近代においても存在していたように私には思われるからである。そこには自然権たる財産権を「神聖不可侵」としてレッセ・フェー

ルを説くブルジョワの財産権を軸に二つの対立が含まれていた。一つは近代市民革命で否定されていく「封建的」財産関係との対立であり、もう一つはブルジョワの財産権に収奪される農民・民衆の財産権との対立である。近代市民革命以来、財産権は諸階層の対抗と妥協の中に置かれてきたのであり、そこでもそれはブルジョワの「神聖不可侵の」自然権たる財産権と他の二者の法律による財産権の保障（と制限）の対立として存在したのである。

ここで私が題材に選ぶのはフランス革命である。フランス革命では、諸階層の利害が他のどの市民革命よりも明確に区別され対立し、そしてまたそれらの対立と妥協そしてそこから生ずる矛盾は非常に多くの人権宣言および人権宣言草案として形にされている。その意味でフランス革命は財産権研究に豊かな素材を提供しているのである。ところでフランス革命はその展開に応じてかなり性格の異なるいくつかの人権宣言を生み出している。それら全てをこの小稿で扱うことは不可能である。そこで前述の課題の第一歩として本稿ではフランス革命初期初期の人権宣言すなわち1789年『人及び市民の権利宣言』（および1791年憲法）⁽⁴⁾における財産権に限定する。このアンシャン・レジームから近代への転換点において宣言された財産権は、いかなる内容をもちいかなる理論に支えられていたのだろうか。この問題を歴史的・実証的に検討することが、本稿の課題となる。

I. フランス革命前夜の財産をめぐる状況

まず本論に入る前にフランス革命の前提となるアンシャン・レジーム末期の財産をめぐる状況を歴史学の成果の助けを借りつつごく簡単に確認してみたいと思う。フランス革命との関係で特に重要な問題を次の二点に整理して検討する。⁽⁴⁾一つは言うまでもなく領主制的な土地所有関係である。もう一点は革命を通じて一貫して排除される財産（あるいはその使用）に課されていた諸規制である。ここでは農村共同体のなかにみられる諸規制・諸権利と穀物取引に対する規制をとりあげる。

<1> 土地問題

(1) 領主制的土地所有⁽⁶⁾

フランス革命前夜における土地所有は、領主制の枠組みのなかにあった。領主の支配する土地は大きく分けて二種類に分類される。一つは領主が直接経営をおこなう領主直領地 (domaine proche) である。ここには城塞や館、領民の賦役によって耕作される耕地を含む保留地 (réserve ou retenue) と、直接農民に貸し出される小作地が含まれていた。もう一種類は保有地 (tenure) である。保有地は、本来は主君が家士に主従契約や奉仕義務を負わせることの代償として譲与するところの貴族保有地=封土 (fief) と平民保有地として農民に地代その他の義務を課した上で譲与する貢納地 (censive) に分けられる。この保有地においては領主が上級所有権 (domaine direct) をもち、家士および貢納地保有者が同じ土地に対する下級所有権 (domaine utile) を持つという「二重所有権」が成立する。フランスの土地はごく一部の例外を除いて「二重所有権」を前提とした世俗および教会の領主の支配下におかれていた。そしてこうした領主制的土地所有関係は何層にも重なって存在しており、その頂点に国王がいるという階層制をなしていた。それに対して領主制的支配の及ばない土地は自由地 (alleux) と呼ばれ、ごく例外的に存在したにすぎない。したがってこの「二重所有権」はこの時期の土地所有の最も大きな特徴である。

(2) 「半封建的」土地所有⁽⁷⁾

しかしフランス革命前夜においては、このような領主制的な土地制度は形式的には維持されつつも、その実際の経営はかなり変質していた。領主・農民間の関係に置ける後者の地位の強化、土地売買の活発化、ブルジョワ領主の登場と直領地の（したがって小作地の）増加などの過程を経て、いわゆる「半封建的」土地所有が形成された。すなわち旧来の保有地経営とともに小作経営=借地経営が大幅に展開するようになったのである。具体的にその保有地経営と小作経営はどの程度存在していたかについて、フランス経済史学の分析にしたがって「貴族の土地」「僧族の土地」「ブルジョワの土地」「農民の土地」という四社会層ごとの分布で確認しておこう。聖俗領主の直領地である「貴族の土地」と「僧族の土地」はそれぞれ全体の約20%と10%、ブルジョワおよび農民の保有地に相当する「ブルジョワの土地」および「農民の土地」はそれぞれ約30%と40%であった。⁽⁸⁾ 約40%に相当する「農民の土地」だけは旧来の領主・保有農関係が成り立っていたが、残りの60%の土地においては地主・小作関係で土地が経営されていることになるであろう。こうしてみると領主制的な土地所有制

度の枠組みの中で、地主的経営が半分強を占めるといふ、中間的・二面的な状況にあったということが量的にも判断できるであろう。

(3) 「半封建的」土地所有と「封建制」廃棄の問題

この「半封建的」土地所有、後に本論で検討するいわゆる「封建制」の廃棄というフランス革命の重要課題に複雑な影響を及ぼすはずである。周知のとおり、本稿で論ずるフランス革命初期は、「封建制」の廃棄について「下級所有権」者による「買い戻し」という「有償廃棄」方式を打ち出す。この有償廃棄方式では、領主制地代の何倍もの額で保有地を買い戻さなければならない保有農にはメリットはまったくない。それに対して「ブルジョワの土地」「農民の土地」という併せて70%にも及ぶ保有地から領主制地代を得ていた領主層は、有償廃棄方式によって自らの利害を護ることができる。「下級所有権」者が買い戻しをする資力を持っていなければ引続き「上級所有権」を維持できるし、買い戻しが行なわれたとしてもそこで得た動産的富で新たな土地を獲得できるからである。しかし全体の30%にあたる「ブルジョワの土地」の保有者達の利害はどうであろうか。その土地が保有地である以上は有償廃棄方式では買い戻しの負担を負わなければならない。しかも彼らは農民と比べて少数であり、少数で30%もの土地を保有しているのであるから一人一人の負う負担は大きい。そう考えれば彼らは有償廃棄方式から利益を得ないように思われる。

しかし必ずしも安易にそう結論づけることはできない。アンジャン・レジーム末期の土地所有・経営は、量的にだけでなく質的にも「半」封建的であった。それを象徴するのが総借地人 (fermiers généraux) であった。彼らはブルジョワの大農業経営である大借地農や都市ブルジョワであったが、領主直領地ないし保有地を一括して借り入れると同時に領主制地代や領主的諸税の徴収を請け負った。すなわち彼らは資本主義的な経済活動と同時に領主制的な土地所有関係に寄生してそこから利益を得ていたのである。⁽⁹⁾ 「半封建的」土地所有は、総借地人の存在にもみられるように資本主義と領主制の二面的な性格をあわせ持っていた。そしてまた革命前のフランスのブルジョワジーは、全体に旧体制との癒着がみられ、二面性を持っていたようである。⁽¹⁰⁾

そうであるならば、「封建制」は廃棄か存続かの二者択一の問題ではけしてなくなるであろう。そしてこうしたブルジョワの存在が「封建制」の有償廃棄という方式を実現させたのではないであろうか。この「封建制」廃棄の問題は後

にもう一度検討する。

〈2〉 財産に対する規制

(1) 農村共同体的諸規制

アンシャン・レジーム期の農業は、前述のような土地所有、土地経営の分布にのみとづいて行なわれていたのではない。技術的自然的条件に規定されて、農業は農村共同体 (communauté rurale) を前提として行なわれていた。⁽¹¹⁾

農村共同体は、囲い込みを禁止して輪作を強制し、休耕地での共同放牧 (vaine pâture) を行なうことによって、疲弊した耕地に肥料を与えて地味を回復させる役割を果たした。家畜の飼育のためにあてられた自然牧草地は十分なものではなかった。他方で多くの肥料を必要とする穀物生産のためには休耕とそこの家畜の放牧というシステムが必要であった。

このような規制の反面で、農村共同体は構成員にいくつかの権利を保障した。前述の共同放牧牧権は貧しい農民達にも家畜の飼育を保障した。また収穫後少なくとも24時間は収穫地に放置されている一切のものを収穫することができるという「落穂拾い権」も共同体構成員に認められた。さらに収穫の際に大鎌を使うことを禁じ、半月鎌で穂を高く刈り取ることによって畑に残された藁を取得することを認めた「刈り株権」も存在した。「落穂拾い権」も「刈り株権」も農業技術面からはマイナスが多かったが、これらは共同体構成員、特に貧民の生存を確保するための権利として農村共同体内で保障された。これらの共同体的諸権利は「農村大衆にとって神聖不可侵の財産 (権)」⁽¹²⁾ だった。

こうした農村共同体の解体は農業の効率化にとって不可欠であると考えられた。18世紀中葉以降、重農主義の影響下に農地個人主義的な新農法を導入すべく「囲い込み」政策がとられていく。⁽¹³⁾ そして同様の政策は基本的にフランス革命にも引き継がれる。囲い込みの自由・耕作の自由を規定した1791年の農事法典や1793年の共同地分割などがそれである。しかしこの政策はあきらかに貧農の生存を確保するという農村共同体の役割と矛盾する。この点をめぐって革命期の議会と農民大衆の間に対立が生ずることになるであろう。

(2) 穀物取引の規制

重商主義政策をとっていた絶対王政は、大消費地である都市の食糧供給を確保し、食糧不足を原因とする民衆暴動を未然に防ぐという治安の上の理由から、

穀物取引を厳格な規制の下においた。規制は生産者（農民および地代取得者）に対するそれと購入者に対するその二つの形態をとった。生産者は穀物を販売する場合には一旦それを都市の市場に搬入することが義務づけられた（市場搬入強制）。また非常時には最高価格が市場で決定されるなどの規制もあった。購入者も市場での購入が義務づけられた。また一般消費者がまず購入し、それが終了した後にパン屋や商人が購入するという優先順位が定められていた。さらに商人には、地区の裁判所の許可と登録という資格規制も存在した。⁽¹⁴⁾

このような取引規制のおかげでコルベール時代には、少なくとも穀物価格の低水準での固定が成り遂げられていた。⁽¹⁵⁾しかし食糧調達という面では深刻な危機に陥らざるを得なかった。その理由は柴田三千雄教授によれば(1)国内関税や通行税 (péage) の存在による地方割拠主義(2)領主や穀物商人による特権を利用した「独占」(3)重商主義的低穀価政策・重税政策の重圧による農業生産部門の疲弊の三つが挙げられる。⁽¹⁶⁾

この様な規制体制はまた重農主義の批判にさらされた。その影響下に穀物取引の自由を確立しようとの試みがなされた。しかし農民・民衆は穀物取引の規制による食糧の確保を独自の観点から主張してそれと対立した。1774年チュルゴによってなされた穀物取引自由化の試みは、天候不順による穀物の不作と相まって「小麦粉戦争」と呼ばれる大規模な食糧暴動を引き起こした。⁽¹⁷⁾

しかしこの問題についても穀物取引の自由の確立がフランス革命に引き継がれる重要な課題の一つであったために、農民・民衆との対立はフランス革命へともちこまれることになるであろう。

II. 1789年人権宣言の成立

まずここでは1789年人権宣言の propri⁽¹⁸⁾été条項の成立をまとめて追ってみたいと思う。それと同時にこの宣言のために提出された多くの人権宣言草案の中から propriétéの問題として重要なものを取り上げて検討してみたい。

〈1〉 権利宣言要求の動きと propriété 条項

アンシャン・レジームの末期にはいと多くの権利を確固たるものとして認めよという要求がなされるようになってくる。第三身分だけでなく貴族や聖職

者身分の陳情書にもそのような主張が多くみられるようになる。⁽¹⁹⁾

陳情書の要求する権利は最初は個別バラバラなものが多かった。しかしそのなかでも多くの陳情書で要求されている権利は出版の自由とならんで la propriété であったとされている。しかしそれらの陳情書の中でも国家論としての原理的な体系性を示すものもあった。⁽²⁰⁾ 例えばニームの第三身分の陳情書は、la propriété の対象を身体、財産、名誉、生命というふうに広く設定し、こうした propriété 保障が法律の目的であることが示されている。ここにはロックの思想の影響がうかがわれる。⁽²¹⁾

やがて「人権宣言」草案という形式をとったものも多く現われるようになる。例えば、コンドルセの1789年2月の人権宣言⁽²²⁾は「社会の本質的な目的は、それを構成するすべての人に、彼らの本性 (nature) と彼らどうしの関係に由来する相互的な権利の完全かつ平穏な享受を保障することである。」とする。そしてそのような人権は「人身 (personne) の安全と自由、propriété の安全 (sûreté) と自由 (liberté)、および平等」に帰するとする。propriété に関してもその安全と自由を別個に、詳細に規定している。ここでは propriété の自由の限界として「他人の権利に反しないこと」が明記されている (propriété の自由 I)。そして耕作、生産、売買、取引といった経済的行為が propriété の自由の名で正当化されている (propriété の自由 III)。

また1789年5月初めに出示されたパリ城壁外プレヴォ裁判管区および子爵領の第三身分の陳情書における人権宣言草案は、全27条の大半を「自由」と「propriété」の項目に分けて規定している。propriété の問題として特徴的なことは「二つのタイプの propriété の間の区別がなされている。」ことである。⁽²³⁾ すなわち propriété を不可侵としながらも (19条) 自然権の侵害にあたるもの、当たるべきだとこの時点では考えられるものは une propriété ではないとしているのである (20条)。そしてさらに propriété とは認められないものの具体例として公権力に関わる公職、王室領地管理官の職 (capitaineries)、王の賦役等を明記した (21, 23, 25条)。これらはやがて議会において「封建的」特権の廃止という形で議論される大問題をすでに示唆しているといえるであろう。⁽²⁴⁾

< 2 > 憲法制定国民議会の人権宣言制定作業

1789年6月17日に全身分会議を再編して成立した憲法制定国民議会は、ま⁽²⁵⁾

ず7月6日に憲法事項配分委員会を設置する。この委員会は7月9日ムニエの名で最初の報告を行なう。それにつづいて7月11日にはラファイエットが自らの草案を読み上げ、宣言のメリットを説いて他の議員による宣言草案の提出を呼びかけている⁽²⁶⁾。つづいて制憲議会は陳情書に含まれている宣言草案等も含めていくつかだされている宣言草案を統一するために憲法委員会を7月14日に設置する。そして憲法委員会にはいくつかの重要な草案が提出される。また8月にかけて多くの人権宣言草案が公にされる。

7月27日には憲法委員会は二つの報告を議会でおこなっている。シャンピオン・ドゥ・シセによる第一報告につづいて、クレルモン・トゥネールによって「憲法に関する討論の序論として、請願書において最も一般的に表明された要望の問題点を報告した⁽²⁸⁾」という性格をもつ報告がなされている。propriétéについては次のような指摘がみられる。「市民の権利、自由、la propriétéはすべての国民から強く要求されている。国民は自らのために la propriété publiqueの不可侵を要求するのと同様に個々の成員に des propriétés particulièresの不可侵を要求している。」また「是認された原則」のなかに「10条 la propriétéは神聖であるべきだ⁽²⁹⁾」という原則が含まれていると述べられている。この他、同日にムニエによる23カ条の人権宣言草案⁽³⁰⁾を含んだ憲法草案を委員会は提出している。

これらの各種の草案は、その後提出された個人草案等とともに国民議会の各部会において討議に付されることとなった。その後、制憲議会では8月1日に憲法についての審議を再開するのであるが、そこでは憲法典の前に人権宣言を置くべきか否かという議論が行なわれた⁽³¹⁾。制憲議会は8月4日以降「封建制」の廃棄の問題に直面して人権宣言に関する討議を一時中断するが、8月13日諸草案の統一をするために五人委員会を選任する。委員会は8月17日「社会における人間の権利宣言案」を議会に提出するが、その後の討論は権利宣言の法規範的性格や憲法との理論的及び形式的関係などの問題、権利宣言は社会的騒乱を助長しないかといった問題をめぐって混乱した。このような混乱の結果、19日この五人委員会案は特別の理由もなく、逐条審議の対象としないことが決定された。結局第六部会案が逐条審議の対象に選ばれた。しかし稲本教授が指摘するようにこの選択が議事進行のための便宜的な性格のものでしかなかった⁽³²⁾。

8月20日、制憲議会は逐条審議に入った。まずムニエのイニシアチヴによつ

て確定条項の1～3条になるであろう条項の提案がなされた。それは「喧噪と対立の中で討議された。」⁽³³⁾多くの修正案が出されたが、結局採択されることとなった。しかし多くの議論の対象となったのは第1条であった。⁽³⁴⁾確定条項2条に規定される *propriété* を自然権の一つとして位置づけ、それを政治的結合＝国家の目的とするという点に関しては、おおむね共通の理解があったのではないであろうか。2条の文言は次のとおりである。

「あらゆる政治的結合の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由、*la propriété*、安全および圧政への抵抗である。」

8月21日には、他人の権利を害さないという自然権の限界、それからその限界を定める法律の性格を定める4、5、6条が採択される。

8月26日、16カ条の確定条項を成立させた制憲議会は、最後に *propriété* の神聖不可侵を規定する第17条を採択する。⁽³⁵⁾16条までを採択した制憲議会では「たいへん多くの議員達がもはや憲法の問題に移ることを望んだ。別の人たちは、*la propriété* に関する条項を加えずに人権宣言を終えることの無いように望んだ。」そしてデュポールは「即座に多くの投票を集めた一カ条を提案した。とはいえ多くの他の草案からは支持されない修正案が無かったわけではなかった。その修正案は特に『正当で事前の補償』という文言に対して提出された。」⁽³⁶⁾ただひとりのディジョンの司教 (*Desmontiers de Mérimville*) のみがこの条項に否定的な見解を示したようである。「デュポール氏の提案した条項を保守的な手段として *la propriété* を破壊するものと考えた。」とされている。しかし「この条項がつくられている言葉は、神聖な *des propriétés* の権利 (*droit sacré des propriétés*) に独自の支配力と構成をもたらし続けるであろうことへの尊重の明確な証であると制憲議会は考えた。」そして以下のような条項が可決された。

「*la propriété* は神聖不可侵の権利であるので、適法に確認された公的な必要が明白に要求する場合に、正当かつ事前の補償という条件によるのでなければ、何人もそれを奪われることはない。」

リアルによれば、デュポールの提案は、一定の期間熟慮された上でなされたものであろうとされている。というのもデュポールは同日のもっと早い時間に、人権宣言に二カ条をつけ加えるための発言を求めているからである。⁽³⁷⁾しかしこの提案は第六部会の草案がまだすべて検討されていないことを理由に拒絶され

ている。しかしこの日の提案は多くの議論を待つこともなく採択された。それはリアルが指摘するようにこの条項が「非常に広く表明されていた要望⁽³⁸⁾」であったからであろう。

〈3〉 重要な草案および89年人権宣言の思想的背景の検討

ここでは *propriété* 論として注目に値する三つの人権宣言草案を検討し、またそれらをふまえて確定条項の *propriété* 論の思想的背景を探ってみたいと思う。

(1) シェース

シェースは1789年7月20～21日に憲法委員会で「人及び市民の権利の承認及び論理的宣言」というタイトルの草案（いわゆる7月草案）を読み上げている。長文の論理的叙述の後に32条の条文のついたこの草案は、その論理的体系性において群を抜いており、他の多くの草案と人権宣言確定条項にも大きな影響を与えたと思われる。以下においてはシェースの7月草案を中心にその *propriété* 論を見てみたい。⁽³⁹⁾ 7月草案中の著名な *propriété* の記述からはじめよう。

「人の自己自身 (*personne*) に対する *la propriété* と労働のそれ (*celle de travail*) から生じる。なぜならば労働 (*le travail*) は彼の能力 (*ses facultés*) の有効な使用に他ならないからであり、労働は明らかに自己自身 (*personne*) と行動の *la propriété* から生ずるのである。

外的な物に対する *la propriété* ないし物的 *la propriété* は同様に *la propriété personnelle* の延長に過ぎない。私達が吸う空気、私達が飲む水、私達が食べる果実は、私達の肉体の無意識的、意識的な労働の結果として私達に固有な物質にかわる。

意思に幾分依存するとはいえ同様の作用によって私は誰にも属していない私の欲する物を、それを変化させ私の使用に適した物にするところの労働によって自らの物にする。私の労働は私に属していたし依然そうである。私が労働を結びつけ、労働を投下した物はすべての人のものであったのと同様に私のものであった。私がある上他人よりも第一占取者の権利を持ったが故に、それは他人の物であるよりも私の物であった。これらの条件はこの物を私の排他的な *propriété* (*ma propriété exclusive*) とするのに充分である。社会状態は、さらに一般的な合意の力によってそれに一種

の法的な承認をつけ加える。propriété という言葉に文明化した社会においてそれに与えることに慣れてきているすべての意味の広がりを与えるために、この最後の行為を想定することは必要である。

土地に関する les propriétés は物的な la propriété の最も重要な部分である。その現在の状態においては、個人的必要よりも社会的必要により関わりを持つ。その理論は別であって、それを示す場所はここではない。⁽⁴¹⁾

ここで示されている propriété 概念は、ロックのそれがそうであったように非常に広い意味で使われている。自己自身 (personne) に対する propriété が諸権利の内第一のものとされている。そしてシェースは「自由」をもこの propriété から説明する。すなわち「propriété personnelle の行使において、また物的な propriété の使用においてまったく不安を抱かない保障を有する者は自由である。⁽⁴²⁾」そして他人の権利を害さないことを唯一の限界として propriété から多くの自由権を引き出してくる。

またロックと同じように「労働」によって物的な propriété を正当化する理論を持っていたので、商品交換の基礎をつくり、労働力を商品化し、他人の労働の成果を支配し得る可能性を提供することになった。⁽⁴³⁾

さらにシェースは自然状態において手段の不平等を肯定する。「人間に手段の大きな不平等があるのというのは本当である。自然は強者と弱者をつくる。それはある人には知能を分け与えるが他の人には拒否する。そこから人間に労働の不平等、生産物の不平等、消費または享受の不平等、がうまれるであろう。⁽⁴⁴⁾」この議論は労働による物的な propriété の正当化とも相まって、propriété の不平等を正面から肯定するという結論をもたらすであろう。また法律にもそれを是正する機能は期待されていない。ただし「権利の平等」は尊重されなければならない。⁽⁴⁵⁾そして「手段の不平等によって危うくなった権利の平等を維持するには人為的な手段が必要になってくる。」のであって、「自然人が社会状態に移行しなければならない理由は、ここにある。⁽⁴⁶⁾」のである。そして社会状態では他人の権利を侵さないことを唯一の限界とする「自由」の、その限界を確定する仕事が法律に期待される。「社会秩序は、この自然的な不平等を否定するのではなく、ただそれが不当に助長されないことを要求する。すなわち、社会は、法律によって『自由』に相互性の限界を画し、そのことによってすべての人の平等な権利を確認するにとどまる。」⁽⁴⁷⁾のである。⁽⁴⁸⁾

シェースの *propriété* 論は非常に広く *propriété* の対象を設定しつつ、そこから物的 *propriété* のみならず「自由」をも導き出す。そしてそれらの自然権の完全な保障のために社会秩序が形成され、法律が定められるという体系を持っているといえるだろう。

ところで「土地」についてシェースが示した留保は何を意味するのであろうか。土地は農業国であったフランスにとって、土地を媒介とした「封建的」支配体制がとられていた当時のフランスにとっては最大の関心事であった。まさに「物的 *propriété* の内で最も重要」なものであったはずである。しかしシェースは土地に関する理論は別であることを示唆しているのみで、それを論ずるのは「ここではない」と述べている。この点については「違いを指摘しているが、異なる取扱いは要求していない。」⁽⁴⁹⁾さらには「経済範疇としての土地所有の特殊性の留保と、法的範疇としての『所有権』一般への抽象化、という二重の理論構成によって、土地所有の保全とそこから生ずる諸々の経済的自由の要求を権利宣言の所有権規定の内容へと高め、定着させることにシェースの果たすべき役割があったのである。」⁽⁵⁰⁾との評価がなされている。私はこの点をシェースが既存の経済的利益を護り、その上に新しい秩序を創り出そうとしたことと密接にかかわっていると考えている。後に再度論ずるとおり、シェースはそのためにもう一つの *propriété* 論を用意したことに注意したいと思う。⁽⁵¹⁾

(2) タルジェ

タルジェは1789年7月末に「社会における人の権利宣言草案」を委員会に提出している。この草案は「部分的にシェースの草案と一致するが *la propriété* に与えた位置づけによって特徴づけられる。」⁽⁵²⁾15条以下の *propriété* に関する詳細な規定をみてみよう。

「15条 *la propriété* はある物を排他的に使用、収益、処分する、すべての人に属する権利である。この権利の不可侵は政治体によって保障される。

16条 何人も誰に対しても *sa propriété* を犠牲にする義務はない。政治体に対してもそのような義務はない。政治体は、公の絶対的な必要のある場合に、*propriétaire* に少なくとも等しい価値を補った後のみそれを奪うことができる。

17条 いかなる人も社会の構成員ないしは代表者の自由で自発的なデクレによらない限りは、*sa propriété* の一部分を公的費用のために引き渡す

ことを強制されない。

18条 Le droit de propriété は物 (choses) の上のみ存在する。ある人が他人の上に自然権の犠牲において行使している権力は、力の濫用であって une propriété にはなり得ない。それは権利ではなくて犯罪である。

19条 その行使が政治体にとって有害な les propriétés は少なくともそれと等しい価値の返済によってのみ排除され得る。⁽⁵³⁾」

このタルジェ草案は(1)物の排他的な使用、収益、処分の権利であると propriété についてローマ法の伝統的な定義を明確に与えていること(15条)。(2)取用については厳格な補償が要求されていること(16条、19条)。(3) le droit de propriété は物の上のみに存在するとして、封建的権利の内での人的権利に当たるものを propriété とは認めないことを示唆していることを特徴としているといえるであろう。

(3) セルヴァン

グルノーブルの高等法院付きの弁護士であったセルヴァンは、13カ条からなる「人及び市民の権利宣言案」を起草している。セルヴァンの草案はルソーの影響をかなり強く受けている草案と言える。⁽⁵⁴⁾

まずすべての構成員の合意によって市民社会がつくられる(1条)。市民社会をつくる社会契約は各人の利益のための全員の結合である(2条)。また公益に適するものは一般意思すなわち法律によってのみ決定される(3条)。そして市民社会の構成員は法律以外にはいかなる権威にも服従する義務をおわない(4条)。その法律は一般意思に他ならないから立法権はすべての人に属する。ところでこのように一般意思の表明たる法律によって指導される市民社会の目的は何であろうか。そして法律との関係はどの様に理解されるべきであろうか。

「8条 市民社会の目的は市民的自由に要約することができる。それは法律によって禁止されていないすべての範囲において市民が彼の能力を行使する権能である。

9条 市民の能力とは、その思想, personne, ses propriétés を思うように行使する (disposer) ことに要約される。

10条 真の立法とは、市民的自由と一致し、市民的自由をその中核としてそれに向かうべき法律の体系に他ならない。

11条 ……市民的法律は、la propriété の無制限な行使を公益に抵触するすべての点についてのみ限界を設けたのちに、その残りを各人の理性に委ねるとき、市民的自由に到達する。……

12条 ……すべての市民は、法律が放任しているところのすべての範囲において sa propriété を享有することについて自由でなければならない。⁽⁵⁵⁾」

セルヴァンにおいては、すべての構成員の社会契約による市民社会がまず第一に考えられている。そしてその市民社会の目的は propriété も含んだ市民的自由の保障にあるのだけれども、propriété は法律によって確定される公益に抵触しない限りにおいて与えられる(11条)。ただし市民社会をつくる社会契約は諸個人の利益のための結合であるから(2条)、そこにおける公益とは諸個人の利益=市民的自由と一致するはずである(10条)。このように「[社会契約→市民社会→市民的自由→能力→所有]⁽⁵⁶⁾」という論理展開はルソーの理論の影響であると思われる。propriété の問題についても、それを自然権によって基礎付けるのではなく、法律によってまず限界を定めるというルソーにみられる発想を示しているのは注目に値するであろう。

ただルソーの propriété は、自己の独立の確保のために propriété の平等を確保することを説き、そのために一般意思の表明である法律を重視するものである。したがって法律の優位が説かれているからといって propriété 論としてすぐにルソーのそれであると即断してはならない。ルソー的な propriété の平等を思考せず、一般意思の形成に人民の参加を排除するような制度のもとでは、法律の優位は、一部の利益代表者による法律の名による支配を正当化することも有り得るのである。その意味ではこのセルヴァンの草案も propriété 論としてはどこまでルソー的かは留保しておく必要があるであろう。

(4) 89年人権宣言の思想的背景

ここでは、このような過程を経て成立した89年人権宣言についてその思想的背景を若干検討したいと思う。稲本教授は「八九年人権宣言は、一のモザイクにほかならず、⁽⁵⁷⁾一個の論理的かつ思想的体系性をもちうる直接の根拠は何も見出されないのである。」と指摘されており、この点は事実認識の問題として重要である。ただ当時のフランスに大きな影響を与えた思想としてロックとルソー⁽⁵⁸⁾をあげることは可能であり、また両者を対比することは重要である。ロックは

自然権としての property を非常に広い意味でまず捉えつつ、物的な property は person の活動である「労働」によって人の自然権として正当化する。そして自然権たる property のより安定した確保のために社会契約が結ばれ、法律によってその限界が定められる。こうしたロックの議論の枠組みはシェースの人権宣言草案のかなり取り入れられ、また89年人権宣言自体にも大きな影響を与えた。⁽⁵⁹⁾ それに対してルソーは propriété の起源をやはり「労働」に求めはするが、それは不平等を創り出し、支配=従属の関係を創り出す悪の根源であるとする。それを除去するために社会契約による全部譲渡が行なわれ、社会全体が再構成される。propriété も一般意思=法律によって認められ初めて正当なものとなる。⁽⁶⁰⁾ このような社会契約・一般意思・法律重視のルソーの思想は前述のセルヴァンの草案などに引き継がれている。

ところでセルヴァンの理論構成は、シェースにみられるような「《必要と充足手段→能力→所有→自然的自由→社会秩序→社会的法律》⁽⁶¹⁾という理論構成」、すなわち自然権としての propriété とそれを十全に保障するための社会と法律の成立という論理構成にくらべて「⁽⁶²⁾小数の異端的存在」であったと稲本教授は指摘されている。しかし、確かにセルヴァンの草案が最も明確にルソーの思想の筋道をたどっていることは事実であるけれども、それが「⁽⁶²⁾小数の異端的存在」であったかどうかは疑問の余地があるのではないかと思われる。

セルヴァンほど明確ではないにしても、propriété に対して法律の優位を認める草案は存在する。例えば後にミラボーによって議会で提出される五人委員会案は2条で一般意思の至高性を規定し、5条で一般意思の表明たる法律は目的において一般的であるでなければならず、あらゆる市民に対して自由と la propriété、市民的平等を確保することを目的としなければならないと規定している。そして「11あらゆる市民は取得し、占有し (posseder) 製造し、商業をおこない、能力と勤労を用い、意のままに ses propriétés を処分することができる。⁽⁶³⁾」としている。ここにも社会契約→法律→propriété という思考の流れがみてとれる。

トール (Thoret) はあらゆる結合の目的は結合した人々の幸福であり、その幸福は人権の享受の中に存するとする。その上で人権 (droits de l'homme) を「絶対的権利」(droits absolus) と「条件付き権利」(droits conditionnels) の二種類に区別する。「絶対的権利」は人の本性 (la nature de l'homme) に固

有な権利で、生命・名誉・自由にかかわるものである。一方「条件付きの権利は、意思 (la volonté) によって創られるあるいは創られたなんらかの政体 (état) ないしなんらかの体制 (établissement) を前提としているものである。/それらは la propriété や契約から生じるものであり、その基礎には結社の体制や憲法や規範を持っている。」としている。propriété は条件付き権利の方に分類されている。そしてそれはなんらかの体制を前提とするものとされている。⁽⁶⁴⁾

さらに人権宣言を憲法に前置すべきか否かをめぐっても次のような見解があった。⁽⁶⁵⁾ 宣言が無用であると主張するビオーザ (Biauzat) は「自然状態における人と社会状態における人は区別しなければならない。」とし、「自然状態における人はいかなる関係も権利も propriété ももっていないし、自然には隷属状態は存在しないのだから自由さえもっていないのである。」と述べて自然権としての propriété という考え方に否定的な態度を示している。⁽⁶⁶⁾ またマルエ (Malouet) は、アメリカと違って「私たちの同胞には propriété を有さない莫大な人々がおり、彼らは何よりもまして、安定した労働による食糧の確保と厳格な規制と継続的な保護を期待している……」彼らが自由に対する平等な権利を有していないというつもりはないけれども、「運命によって従属的な状況におかれている人々には、自然的自由を拡大させるよりも正当な制限を設けることの方が必要である。」そしてまた「実定法によって変更されない自然権などけして存在しないことに注意しなければなりません。もしあなた方が原則と例外を提示したとしても、そこには法律が存在するのです。もしいかなる制限も示さないとすれば、どうして多くの人々に対して彼らが正当な限界の中でのみ行使すべき権利を示すことができるでしょう。」⁽⁶⁷⁾ として彼は人権宣言に否定的な態度を示している。

これらは後に論ずる制憲議会の立法中心主義の観念をうかがわせるものとして注目にあたいする。このようにみえてみると稲本教授の示された二つの理論構成 (シェースとセルヴァン) はどちらがより有力でどちらが「異端」かという関係にあるのではなく、両者の区別が明確にされないまま混ざりあっていたのではないだろうか。まさに「モザイク」なのである。シュラッターは制憲議会の議員達の多くがロックとルソーの理論を区別せず、どちらとも自然権論者であると考えていた⁽⁶⁸⁾ としている。それは人権宣言の確定条項にも反映されている。この点に関しては何故そうなったのかも含めてあらためて検討したい。

〈4〉 89年人権宣言の91年憲法への編入

1791年8月5日、憲法委員会の名でトゥーレは憲法典案を提出する。そして約一ヶ月間の討議の末、91年9月3日最終成文の採決を終了することになる。

その討議の冒頭、8月8日には人権宣言に関する討議が行なわれた。89年8月26日に採択された人権宣言の条項は憲法典の冒頭に掲げられることとなるのであるが、この時点で17条の *propriété* 規定に一つの修正案が提出される。レドゥレル (Roederer) は次のような発言をするのである。

「私はこの宣言をどれほど尊重すべきかを知っている。しかし第17条にみられる誤りを修正したほうがよいと思っている。それは次のような文面になっている。『*Les propriétés* は神聖不可侵の権利であるので、何人もそれを奪われることはない……』しかし次のように言うべきである。『*la propriété* は神聖不可侵の権利⁽⁶⁹⁾なので、何人もそれを奪われない……』」

これに対してトゥーレは「それは修正されるように手配されるであろう誤植である。」と応えている。しかしレドゥレルはこれに対してさらに反対の意見を表明する。

「いや、そうではありません。これは単なる印刷ミスではありません。なぜなら、いかなる版においても *la propriété* とはされていないからです。……だから私はこの条項を次のような文言で宣言することを提案する。: *la propriété* は神聖不可侵の権利であるので、何人も *ses propriétés* を奪われない……。 *les propriétés* は一つの権利⁽⁷⁰⁾と呼ぶことはできないのであって、一の権利であるのは *la propriété* です。」

そしてこの「レドゥレルの考察については、もはや困難は存在しない。そしてそれは採択された⁽⁷¹⁾」のである。

ところで、人権宣言17条の文言にはこれ以前にもう一回修正がなされた形跡がみられる。というのも1789年8月26日にデュポールが提案し、議会で採択された人権宣言17条では、前述のように *la propriété* という単数形が用いられていたからである。しかしレドゥレルも述べているように1791年の段階においてはいかなる版にも *la propriété* とは記されていないのである。したがってどこかで *les propriétés* への修正がなされたとみなすべき可能性が存在するのである。この点については従来前述のトゥーレの発言を根拠に単なる「誤植」であるとの理解がなされてきたようである。⁽⁷²⁾

しかしこの問題について詳細な研究をおこなっているマルク・スュエル (Marc Suel) は、この修正は執行部 (議長のクレルモン・トゥネール、書記のタレーラン等) によって、8月26日の夜、意図的になされたものではないかとの仮説を提出している⁽⁷³⁾。そして修正の目的は、les propriétés という複数形を用いることによって、個々具体的な財産的価値 = 「封建的」諸権利から生ずる諸利益をより確実に保護しようとしたことにあるのではないか。そして「封建的」権利がもはや重要な意味をなさなくなった1791年にはもう一度単数形の la propriété が復活するのではないであろうかと。

註

- (1) 例えば宮沢俊義『憲法II』有斐閣、406頁、佐藤功『日本国憲法概説』学陽書房、205頁以下参照
「大きな財産」「小さな財産」の区別論、財産権 (経済的自由) の規制類型二分論といった憲法論もこのような社会国家・福祉国家概念などに基づいて展開されたものと言って良いだろう。これらの点については『公法研究』51号「現代社会と財産権」によせられた諸論文参照
- (2) 例えば浦部法穂「近代憲法と現代憲法」杉原編『講座・憲法学の基礎 5 市民憲法史』勁草書房、1988年、123頁
- (3) 現代の財産権をめぐる状況については森英樹「現代の所有と『財産権』」『公法研究』51号108頁以下参照
- (4) フランス革命の構造の理解については対立が存在する。これをいかに理解するかは憲法学においても重要な問題である。詳論する余裕はないが、私自身はルフェーヴル以来の「複合革命論」が革命の全過程を現実から憲法典に至るまで実証的にも論理的にも統一的に説明できるが故に採用されるべきであると考えている。そしてフランス革命期初期には、いわゆる「大恐怖」に代表されるような農民・都市民衆の蜂起に対して、ブルジョワは自由主義貴族との妥協によってこれを乗り切ろうとした。旧制度下で経済的な力を蓄えてはいたが、それに見合う政治的力をもたないブルジョワジーはまず、開明的な一部の貴族との妥協で革命を開始した。したがってこのような状況下で制定された89年人権宣言もそれを反映した内容を持つであろう。尚これらの問題についてはルフェーヴル『1789年—フランス革命序論』(高橋・柴田・遅塚訳) 岩波書店・昭和58年、遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエ』東京大学出版会・1986年、249頁以下、柴田三千雄『フランス革命』岩波セミナーブックス、1989年、また憲法学からのコメントとして杉原泰雄『国民主権の研究』岩波書店、1971年、53頁以下、述村みよ子「フランス革命200年と憲法学」『ジュリスト』884号など参照
- (5) ここでは論ずる余裕はないが、他にも革命前後の状況を論ずる際には農

民の階層分化のあり方、同業組合の問題、絶対王政との関係なども重要である。第一の点については遅塚、前掲書161頁以下、第二の問題については中村紘一「ル・シャブリエ法研究試論」『早稲田法学会雑誌』第20巻、また第三の問題については柴田三千雄『フランス絶対王政論』お茶の水書房、1960年、107頁以下をそれぞれ参照

- (6) この点についてより詳しくは Marcel Garaud, *La Révolution française et la propriété foncière*, Paris, 1958, pp. 7~, 野田良之『フランス法概論上巻』有斐閣487~495頁参照
- (7) 「半封建的」土地所有の展開について二宮宏之「領主制の『危機』と半封建的土地所有の形成」大塚他編『西洋経済誌講座Ⅲ』岩波書店、昭和35年参照
- なお封建制という言葉は、本来封主・封臣間の人的支配関係を示すものである。しかしここでもみられるように、領主・農民の関係をも含む広い社会類型全体をさす場合にも用いられる。そこでそのような広い意味での封建制を指し示す場合には「封建制」とか「封建的」と表記することにした。
- (8) 河野健二「フランス革命の土地改革」『フランス革命とその思想』岩波書店昭和39, 141頁以下、柴田、前掲『フランス絶対王政論』182頁以下参照
- (9) 遅塚忠躬「アンシャン・レージュム期に於ける大借地農とその基本性格」『社会科学研究』10巻6号56頁以下参照
- (10) 遅塚前掲『ロベスピエールとドリヴィエ』169~170頁
- (11) 柴田前掲『フランス絶対王政論』205頁以下参照
- (12) G. Lefebvre 'La place de la Révolution dans l'histoire agraire de la France' *Annales d'histoire économique et sociale* 1. 1929, p. 511
- (13) 柴田前掲『フランス絶対王政論』150~174頁参照
- (14) こうした点については柴田同書98~103頁参照
- (15) 中木康夫『フランス絶対王制の構造』270頁
- (16) 柴田前掲『フランス絶対王政論』104~107頁
- (17) さしあたり柴田三千雄『パリのフランス革命』東京大学出版会、1988年、84頁以下参照
- (18) 財産権に相当するフランス語は propriété あるいは droit de propriété である。前者の propriété という用語は「財産」「所有」「所有権」等の日本語にも対応する多義的な語である。また89年人権宣言の17条をめぐっては la propriété か les propriétés かをめぐって議論があったし、また今日その相違をめぐって議論がなされている。そこでこの問題を後に検討するためにもこの propriété という語は原語のまま表記したいと思う。そして89年人権宣言に規定された propriété については具体的な検討をするなかでどの様な訳語が適切かを検討したいと思う。なおこの点について稲本洋之助「フランス革命と近代私法の形成」深瀬忠一他編『人権宣言と日本』勁草

書房, 1990年, 134頁以下参照

- (19) Stéphane Rials, *La déclaration des droits de l'homme et du citoyen*, Paris(Pluriel), 1988, p. 116, 稲本洋之助「1789年の『人および市民の権利宣言』東大社研編『基本的人権3』東京大学出版会, 1968年, 96頁参照
- (20) Cf. Rials, op. cit., pp. 115~116
- (21) Mavidal et Laurent, *Archives Parlimentaires I. série*, Paris, 1891 (以下においては A. P. と略記する) t. 4 p. 240
- (22) コンドルセのこの草案についてはいつつくられたものであるか定かでない。89年8月との理解もあるようであるが, ここではリアルにしたがって89年2月に公にされたものとしておく。Cf. Rials, op. cit. p. 118, pp. 282~284, pp. 546~, A. de Baeque, W. Schmale, M. Vovelle, *L'An 1 des droits de l'homme*, Presses du CNRS, 1988, (以下 L'An 1 と略記する) pp. 290-292
- なおこの L'An 1 は Procé-Verval de l'Assemblée des Communes et de l'Assemblée nationale や Journal des États généraux, Logographe de Hoday といった一次資料にあたりなおして, 議会での人権宣言制定作業を追った資料を含んでいる。これは A. P. の誤り等を修正するという性格をもつ資料である < Cf. L'An 1 p. 52 >。それゆえ以下における人権宣言制定作業の検討は基本的にこの資料によることにしたいと思う。また Rials, op. cit. にも 474 頁以下に 62 の草案を集めた資料が掲載されているのでこれも参照した。
- (23) Cf. Rials, op. cit., pp. 564~566
- (24) L. Jaume, *Les déclarations des droits de l'homme*, Paris, 1989, p. 90
- (25) L'Assemblée Nationale Constituante「憲法制定国民議会」と当時の議会は名乗っていたが, ここでは制憲議会と表記する。
- (26) ムニエの報告, ラファイエットの草案については稲本前掲論文95頁以下, 深瀬忠一「1789年人権宣言研究序説(一)」『北大法学論集』14巻3・4534頁以下参照, Cf. L'An 1 pp. 65~
- (27) 内容については; 深瀬「1789年人権宣言研究所説(二)」『北大法学論集』15巻115頁以下参照
- (28) 同論文16頁
- (29) L'An 1, pp. 91~92
- (30) ムニエはまた委員会には16条に短縮された草案も提出している。ムニエの草案は人権宣言制定過程においてかなり大きな影響力を持っていた。しかし内容に立ち入る余裕がないので, 深瀬前掲論文23頁以下参照
- (31) この問題は人権宣言の法的性格, 規範性などを問う上で重要な問題であるが, 詳細に論ずる余裕はないので, 深瀬忠一「1789年人権宣言研究序説(三)」『北大法学論集』18巻3446頁以下参照
- (32) 稲本前掲論文98頁

- (33) L'An 1, p. 154
- (35) 以下の17条採択のプロセスについては L'An 1, p. 195
- (36) Cf. Rials, op. cit., p. 255
- (37) L'An 1, p. 191
- (38) Rials, op. cit., p. 255, なお稲本洋之助他『所有権思想の歴史』36～37頁では稲本教授はこの点について17条が「全16カ条を可決して散会する寸前に一議員が発言を求め、所有権に関する一条項を挿入することを要求した。」ものである、またこの提案に関して「いっさいの討議も修正案も関連提案もな」かったとも述べてその採択の経緯が「異例」のものであったことを強調されている。しかし稲本教授が適切にも指摘しておられるとおり、この条項が「封建制」から生ずる様々な利益を *propriété* として正当化するために主張されたものであるとしても、そのことをこの日の審議の過程から推測し、導き出すことには無理があるように思われる。
- (39) 32カ条の条文から主要なものをみてみよう。
- 「3条 すべて人は自己自身 (*sa personne*) の唯一の *propriétaire* であり、この *propriété* は不可侵である。
- 4条 他人の権利を害さないという唯一の条件の下に、すべての人は自らの個人的能力の行使において自由である。
- 6条 全ての市民は、自らにとって善であり有益であると判断するところにしたがって、労力 (*bras*) 勤労 (*industrie*) 資本 (*capitaux*) を利用する (*employer*) 自由を等しく有する。市民はいかなる種類の労働 (*travail*) をも禁止されない。彼は好きなものを好きなように製造し生産することができる。彼は自らの意思であらゆる種類の商品を保存、輸送し、それを卸であるいは小売で販売することができる。市民の様々な職業について、いかなる個人もいかなる団体も彼を妨害する権利はなく、まして阻止する権利はない。法律のみがこの自由に対してすべての自由に対するのと同様にありべき限界を設定し得る。
- 8条 何人も自ら適当と判断するやり方で彼の財物 (*biens*)、*propriété* を処分し、支出を規律する主人である。
- 9条 市民の自由、*la propriété*、安全は一切の侵害に対して優越する社会的保障の下におかなければならない。」〈L'An 1, p. 77〉
- また深瀬前掲「1789年人権宣言研究序説(二)」10頁以下参照。いわゆる8月草案について稲本前掲論文「1789年…」111頁以下参照
- (40) この *personne* は、訳しにくい単語である。人身、身体、人格などと一般的には訳されている。それは身体と人格の双方を含んだものであろうと思われる。ここでは一応「自己自身」という訳語を与えておこうと思う。後にもう一度ふれたいと思うが、少なくとも「身体」という語では意味が狭すぎるのではないかと考えている。またシェースのこの理論に対してレド

ゥレルがリセの講義の中でおこなった次のような批判もこの語の意味を知るには有益であろう。

「sa personne の la propriété すなわち soi-même の la propriété とはいったい何であるのか私は理解しかねることを白状しましょう。……人間が sa personne の propriétaire であるという場合、それが他人には属さないということをしてしているのだろうか。その場合には単に彼は自由であると言っているのです。また自由であるという言葉がこの場合には適切であって、フランス語では他に適したものはないのです。」〈cité par L. Jaume, op. cit., p. 352〉

- (41) L'An 1, pp. 73~74
- (42) L'An 1, p. 74
- (43) 浦田一郎『シェースの憲法思想』勁草書房, 1987年, 60頁以下参照
- (44) L'An 1, p72(45) ibid., p. 72
- (46) 浦田前掲書73・74頁
- (47) L'An 1, p. 74
- (48) 稲本前掲論文, 113頁
- (49) 浦田前掲書63頁
- (50) 稲本前掲論文128頁
- (51) それは8月27日に制憲議会に提出された「封建的権利の買い戻しに関する覚書」である。これは教会財産の国有化, 十分の一税の無償廃止にたいしてシェースが反論を述べたものであり, 聖職者である自らの特権を守ろうとして主張したものであることは否定できない。しかしここではアンシャン・レジーム下の特権を propriété として擁護する理論が展開されているのである。重要なので後に取り上げる。
- (52) Rials, op. cit., p. 136
- (53) L'An 1, pp. 81~82
- (54) 稲本前掲論文, 121頁
- (55) L'An 1, pp. 79~80
- (56) 稲本前掲論文121頁
- (57) 稲本同論文, 99頁
- (58) このような観点からの対比がおこなわれている例として浦田前掲書117頁以下参照
- (59) 浦田同書117頁以下参照
- (60) 浦田同書114頁以下, 阪上孝「ルソーにおける所有と共同体」『京大人文学報』27号参照
- (61) 稲本前掲論文121頁
- (62) 同論文123頁
- (63) L'An 1, p. 129
- (64) L'An 1, pp. 232~234

- (65) cf. Rials, op. cit., pp. 148~
- (66) L'An 1, p. 116
- (67) L'An 1, pp. 105~106
- (68) Schlatter, *Private Property*, London, 1951, p. 220
- (69) A. P. t. 29, pp. 267~
- (70) Cf. M. Suel, 'Déclaration des droits de l'homme et du citoyen: l'énigme de l'article 17 sur le droit de propriété, *Revue du droit publique et de la science politique* 1974 No. 5 pp. 1306~1307. Rials op. cit., p. 268
- (71) Cf. *ibid.*, p. 269
- (72) 例えば L. Duguit, *Traité du Droit Constitutionnel* tome 3 p. 611
- (73) Suel, op. cit., pp. 1308~
Cf. Rials, op. cit., p. 269. Jean Morange, 'La déclaration et le droit de propriété', *Droits* 8 p. 103

〈筆者の住所：〒206 稲城市押立680-2
さくらハイツ205号室〉